

令和2年度第5回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 令和2年度第5回仁淀川町農業委員会定例総会を令和3年1月27日大崎地域集会所に召集する。

農業委員定数 14名 現委員 14名
農地利用最適化委員 7名 現委員 7名

2. 出席委員 14名

欠席委員 0名

農地利用最適化委員 4名

欠席委員 3名

(事務局) 5名

3. 議案

議案第9号…農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第10号…農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更(除外)申請書審議について

その他

開会 午前9時30分

事務局(●●) 令和2年度第5回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の農業委員出席数は14名、在任委員は14名で過半数に達しており会は成立
会長 挨拶

本日の署名委員(1番●●委員 2番●●委員)を指名し、議案の審議に入る。

議案第9号

(農地法第3条の規定による許可申請の審議について)

- (1) 権利取得者が町内

○受付第 13 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 458 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

1月18日事務局の●●さんと現地確認を行いました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 14 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、大阪府●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 551 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は贈与となっております。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

1月18日事務局の●●さんと現地確認を行いました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。

5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第15号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 307 m²

●●字●● ●●番 面積 129 m²

合計面積 436 m²、地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

1月22日事務局の●●さんと譲受人の●●さんと現地確認を行いました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第10号

（農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更(除外)申請書審議について）

○受付第3号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、香川県●●、●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番●

地目は台帳、現況は畑となっております。

除外面積は 97 m²のうち 18.19 m²

変更の理由は携帯電話アンテナ基地局設置の為です。

[地区担当農業委員 ●●委員]

現地確認を1月6日に事務局の●●さんと土地名義人の相続人である●●さんと行いました。

除外される農用地は必要最低限であり、周辺農地にも悪影響は及ぼさないこと、携帯電話は必要不可欠なインフラであることからこの除外は適当であると思われます。

この件については、全員賛成により除外を承認する。

その他

農業委員組織委員会の開催案内。

以上で令和2年度第5回農業委員会を閉会する。

閉会 午前10時00分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員●●

署名委員●●